

楽天樓主人

伊能 陽子

「楽天樓主人」は、忠敬の雅称の一つである。わが家に残されている原稿の下書きの中には、楽天樓と名を入れた原稿用紙を使ったものもある。今回は、測量の旅で出会った文人との交流に触れてみたいと思う。測量先で作った忠敬自身の歌もあるし、その土地の神社仏閣の由来を書き留めたもの、或いは贈られたり、または所望したその地の文人の詩歌が残されているところを見ると、数字や計算に取り囲まれているだけではない忠敬の一面を、覗くことができたとする。

史料 一

A 一一八一— 九二翁詩并書 (世田谷伊能家文書)

拳母 九二翁詩并書

「駕鶴」(朱文方印)  
飛雲閣

高閣接雲名苑邊  
春風半捲玉簾懸  
東山二月多佳景  
遐邇樓臺花外連

永 知章拜題

「沈」(朱文香炉印)

「知章」(白文方印)

高閣 雲ニ接ス 名苑ノ邊  
春風ニ半バ捲カレテ 玉簾 懸ル  
東山ノ二月 佳景 多ク  
遐邇ノ樓台 花外ニ連ナル

A 一一八一—

「駕鶴」(朱文方印)

自賀九十初度

自ラ 九十ノ初度ヲ賀ス

誕筵二月百花開

誕筵二月 百花開ク

屈指春秋九十回

指ヲ屈スレバ 春秋九十回

圍膝曾玄彩衣戲

膝ヲ囲ム曾玄 彩衣ノ戲

滿堂賓客紫霞盃

滿堂ノ賓客 紫霞ノ盃

三河水上龜浮出

三河ノ水上ニ 龜 浮キ出デ

五色雲間鶴舞來

五色ノ雲間ニ 鶴 舞ヒ來ル

原自郷山仙路近

原ト郷山ヨリ 仙路近ク

吾曹眉壽擬蓬萊

吾曹ノ眉壽 蓬萊ニ擬ス

永 知章稿

「蘭泉」(朱文方印)

「知章」(白文方印)

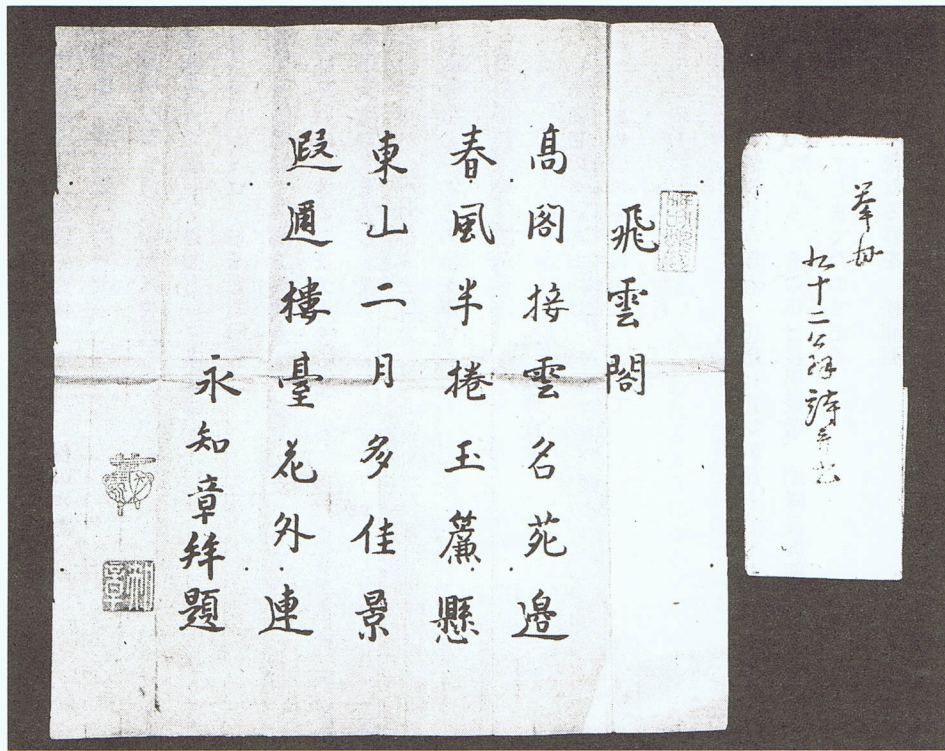
拳母は、現在の愛知県豊田市である。九州測量を終え測量しながらの帰途、以前からその名を慕っていたのか、永田知章の書を望んでい。それにしても、彼の亡くなる前だったのか後だったのか。九十才がどうして九十二翁なのか、いつもながらの?である。

測量日記(第七次)の文化八年三月二六日に、次のような記録がある。

町役惣右衛門へ九十二翁の書を約す

二枚の詩文が収められていた包み紙の表書きは、忠敬の自筆である。

永知章は、ながたしちちあき永田知章。享保七年生、文化八年没。九十才。三河挙母藩士である。吟味役・郡役・寺社奉行を歴任、藩校崇化館奉行兼文庫祠堂係も務めた。傍ら郷土の歴史を調べ、漢詩や俳諧を嗜んだ。秋本澹園・源京国らと親交があった。〔『国書人名事典』による〕



前号で、自分の素養の無さを、身に染みて感じた私の泥縄式の勉強ではとても解説などできないが、江戸時代の人々の一般教養の深さには驚嘆させられる。勿論、ある程度の身分の人達が多いが、その気になれば学問の道もかなり広く開かれていたらしい。江戸から遠い地方に優れた人材が豊かなことにも驚く。

前出の測量日記には、亀首村とか舞木村という名が書き込まれており、仙路は中仙道の意味もあるかと、なるほど見事に読み込んだものと、独り合点の楽しみ方をしている。

とにかく、オシャレである。同じ漢詩を理解してこそ、手紙のやり取り、敬愛する人へ贈る詩歌、旅先での思いを込めた和歌などに接すると、いま、私たちが失ってしまったゆとりが溢れているように思えて、羨ましい。

次は、天草の庄屋・上田宜珍よしずが忠敬に贈った歌である。彼もまた地方行政の担い手であり、学問を好み詩歌の勉強をした人だが、役目柄測量隊について回り、忠敬と親しんだのであろう。上田家には沢山の資料が残されており、司馬遼太郎の『街道をゆく』の中にも彼の業績や人となり詳しく描かれている。

史料二 A一七八― 滋野宜珍和歌 (世田谷伊能家文書)

伊能大人の 肥の前なるあひの浦といふ所にて

七十に ちかきはるにそ あひのうら

とうたひ給ふよしをきゝて

よろこひの つきせぬはるの めてたさに  
君しあひあふ あひの浦かも



君かへん 千世のためしと おもはなむ

いつまでも生の 松のさかへハ

A一七八―二

伊能大人の ミいさおし 十あまり

よとせのかみに むそしむつの

国 まきとほり おきつ島々

ことくにの さかひまでしも

至りたまひ ことひ そのこと

とけて東へかへり給ふと聞き

おろかなる ことのはを奉りぬ

上

滋野宜珍

いつる日のもとあおらけく

あめつちを はかりつくして

かへる君かも

これよりさき文化十年春、忠敬は意気軒昂として九州の海に向つて次の歌を詠んでいる。その年は長男景敬、副隊長坂部貞兵衛を失う悲しい年になつてしまつたのである。

古来にも 稀なる春を 松浦潟

八十島かけて 九州を經ん

忠敬

前号の宿題と今回の漢詩を、早稲田大学教授村山吉廣先生、二松学舎大学客員教授深津胤房先生のご指導により勉強させて頂いた。「史料三」としてまとめてみたので、十九号の原文を参照していただきたい。

史料 三

A五一 領地引き渡しの事

(世田谷伊能家文書)

慶長六年 辛丑

六月、(家康公) (稲葉) 貞通ノ領地ノ大佐井・佐賀ノ関ノ辺ヲ以テ加藤清正ニ賜フ。是レニ依リ清正、訟ヘテ請フナリ。又、佐伯庄内ノ保戸嶋、赤河内ノ床木ノ辺ヲ、同ジク(貞通ノ)領地ト雖モ、毛利伊勢守ニ賜フ。因リテ此レ等ノ代地ノ為ニ、戸次ノ莊十九ヶ村ヲ以テ貞通ニ賜フナリ。佐賀ノ関辺ノ代官古田五郎兵衛、佐伯ノ保戸嶋ノ代官石丸権兵衛重光、加藤・毛利ノ從臣ニ出会ヒ、其ノ鄉村ヲ引キ渡スナリ。曾テ二月ニ、貞通、佐賀ノ関代官所ノ証文ヲ古田ニ賜フ。其ノ文ニ曰ハク、

覚

代官、古田五郎兵衛

一、九百六拾五石五計、三升六合五勺。

佐賀ノ関七ヶ村

慶長六

二月二十六日

印

同年七月、大久保十兵衛長安、片桐且元ノ来札ノ旨ヲ受ケ、コレヲ執リテ家康公ニ達ス。公、コレヲ聞キ、遂ニ詮議シテ、其ノ事実ヲ正シ、大分郡内ニ於テ、六千石ヲ以テ典通ニ賜ヒ、之ニ加フルニ去年ノ賦税米ヲ以テスルナリ。其ノ地ノ代官ナル者ハ、府内ノ城主早川主馬頭長教ナリ。是レニヨリ且元・長安、書ヲ早川ニ贈リ、右ノ件ノ地、及ビ去年ノ賦税米ヲ渡サシム。ココニ於テ典通、從臣ノ土屋総左衛門貞直ヲ種田ノ莊ニ遣ハシテ、其ノ采地ヲ受ケシム。則チ貞直ヲ以テ其ノ地ノ代官ト為ス。